

管路更新事業の新たな官民連携プランの
策定に向けた市場調査実施要領

令和4年5月
大阪市

目次

1	実施目的	1
2	市場調査の実施方法	2
(1)	参加資格	2
(2)	参加申込手続	2
(3)	資料の貸与及び守秘義務に関する誓約書の提出	2
(4)	参加事業者との意見交換	3
3	参加事業者に求める提案や意見等について	4
(1)	本事業の概要等（基本的方向性）	4
(2)	本事業の実現に向けて求める提案や意見等	4
(3)	提案等の方法について	5
4	市場調査の概要の公表等	5
5	留意事項・その他	6
6	事務局	6

1 実施目的

本市では、市民生活の安心安全の強化を図るため、大規模地震等への備えとして市域内に布設された配水管の耐震化を促進させることをめざして、「大阪市水道PFI管路更新事業等」（以下「前回プラン」といいます。）における事業者の公募手続きを進めてきましたが、令和3年9月にすべての応募者が辞退されたことにより優先交渉権者の選定には至りませんでした。

その後、応募者ヒアリングなどを通じて辞退原因の分析を進めるとともに、改めて、大規模地震対策に寄与する管路更新事業のあり方について検討を重ね、「PFI管路更新事業の総括及び今後の基本的方向性について」（以下「基本的方向性」といいます。）をとりまとめ、令和4年1月28日に公表したところです。

この「基本的方向性」においては、切迫性が指摘され、その対策が急務となっている南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、まずは南海トラフ巨大地震発生時の市内全域にわたる断水の回避を目的として、所要の耐震性確保のための更新を進めることとしており、基幹管路（配水本管）のうち铸铁管の更新については、官民連携手法を活用し、更新の大幅なペースアップを図ることにより、広域断水を回避できる状態の早期実現をめざすこととしています。

今回の市場調査については、この「基本的方向性」の内容をもとに、今後「管路更新事業の新たな官民連携プラン」を具体化していくにあたって、管路耐震化に関する本市の課題解消に寄与しつつ、前回プランにおいて民間事業者の方が特に課題として認識されていた「施工条件の不確実性による事業費の増加リスク」の解消につながる事業スキーム等に関し、民間事業者の方から幅広く提案や意見を募ることを目的として実施するものです。

2 市場調査の実施方法

(1) 参加資格

参加資格要件は、次のアからエのいずれかを満たす法人又は法人のグループとします。

ア 日本国内の国、地方公共団体又は水道事業者等（水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第1項に規定する「水道事業者等」をいう。）を管理者とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業において、代表企業又はコンソーシアムの構成員として応募実績を有していること。

イ 官公庁発注の管路工事において設計から施工に至る一連の業務（事業期間が2年以上のものに限る。）の応募実績を有していること。

ウ 市街地内において、官公庁発注の口径400mm以上の管路工事の設計又は施工の実績（業務委託受注者又は元請負事業者として完了させた実績）を有していること。

エ 3（2）アで本市が示す前提条件を踏まえ、事業スキームについての具体的な提案や意見を述べるができること。

(2) 参加申込手続

ア 参加申込方法

別紙1「参加申込書」を電子メールで事務局へ提出してください。事務局が「参加申込書」を受領した後に、受領確認の通知を電子メールで送信します。

イ 「参加申込書」の受付期限

令和4年6月10日（金）午後5時まで

(3) 資料の貸与及び守秘義務に関する誓約書の提出

市場調査でより有意義かつ具体的な提案や意見を伺うために、参加事業者に対して、事前に次の資料等を貸与する予定です。貸与を希望される場合は、別紙2「守秘義務に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」といいます。）に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出してください。

事務局が「守秘義務誓約書」の提出を確認した後、後日、資料を貸与します。（資料の郵送代については参加事業者の負担となります。）

[貸与予定資料等]

資料等名称	資料等の概要
基幹管路（鋳鉄管）の一覧（案）	本事業の対象の配水管の一覧（案）、及び各路線に対して現時点で市が想定する基本条件（断水条件、口径設定等）（案）を示した資料
基幹管路（鋳鉄管）の位置図	本事業の対象の配水管（案）の位置図
管路情報（竣工図等）	本事業の対象の配水管（案）の参考となる竣工図等

ア 「守秘義務誓約書」の提出期限

令和4年6月10日（金）午後5時まで

イ 守秘義務対象資料の貸与期間

令和4年5月下旬から意見交換終了後1か月以内

ウ 「破棄義務の遵守に関する報告書」の提出

「守秘義務誓約書」に基づき、意見交換終了後1か月以内に、守秘義務対象資料を破棄してください。守秘義務対象資料の破棄完了後、別紙3「破棄義務遵守に関する報告書」に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出してください。

エ 目的外使用の禁止

本市から貸与した資料は、本市場調査以外に使用することは認めません。

(4) 参加事業者との意見交換

意見交換については参加事業者ごとに対面方式により実施します。

ア 実施期間

令和4年5月30日（月）から7月11日（月）まで（予定）

※本市が必要と判断した場合は、実施期間を変更することがあります。

イ 実施日時・場所

意見交換の具体的な日時及び場所については、「参加申込書」を受領後、個別に調整します。

ウ 参加人数

原則、5名程度までとします。5名超で参加を希望される場合は、あらかじめ事務局へご相談ください。

エ 実施方法

各参加事業者につき2回程度（1回あたり2時間程度）を予定しています。

3 参加事業者を求める提案や意見等について

(1) 本事業の概要等（基本的方向性）

- ア 事業目標：切迫性が指摘される南海トラフ巨大地震対策に一定目途をつける。
- イ 事業対象：基幹管路（配水本管）のうち铸铁管
- ウ 事業量：約40km
- エ 事業期間：8年程度（令和6年度～13年度）を想定
- オ 事業費：250～300億円程度
- カ 前回プランの課題解消策
 - (ア) 「事業期間・事業量の縮小」及び「事業対象路線を指定したうえで、当該路線の施工条件を明示」することにより、「施工条件の不確実性」を一定解消する。
 - (イ) 前回プラン公募時以降の物価上昇を事業費に反映する。
 - (ウ) 上記（ア）により、低減された事業費増加リスク（想定外施工条件の発現）についても、市は一定負担する。

「[PFI管路更新事業の総括及び今後の基本的方向性について](#)」

(リンク先：<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000556555.html>)

(2) 本事業の実現に向けて求める提案や意見等

本事業の実現に向けて、提案や意見を求める事業スキームの前提条件はアのとおりです。

なお、前提条件を満たすスキームの一例として、イを参考に示していますが、当該例に限らず、民間事業者のノウハウを活用した提案や意見を求めます。

ア 提案・意見を募集する事業スキームの前提条件

次の（ア）から（エ）の条件を満たす事業スキームであること。

- (ア) 更新のペースアップが見込まれる官民連携手法を活用し、基幹管路（配水本管）のうちの铸铁管を早期に解消すること。なお、活用する官民連携手法はPFI手法（BT方式）を基本としていますが、これに限らない提案も可能です。
- (イ) 市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間全体を通じた事業費の縮減効果を確保すること。
- (ウ) 民間事業者による設計・施工段階において施工条件の不確実性や想定外施工条件が発現したことなどによる事業費増加部分は、一定のルール等に基づき市が負担します。ただし、次の条件を満たすこと。
 - ・ 適正かつ妥当な負担額としての説明責任を果たしうる算出方法により負担額を決定する。（例：公共積算基準に沿った金額算定）
 - ・ 市が経営上のリスクを過度に負うことは回避する。（例：事業費上限を越

える場合は事業量を調整)

(エ) 本事業に参画可能な事業者が著しく限定される事業スキームではないこと。

イ 事業スキームの前提条件を反映したスキームの一例

「(参考資料) 前提条件と事業スキームの一例」をご参照ください。

(3) 提案等の方法について

ア 各参加事業者における提案や意見等については、意見交換の際にお示しいただくことを基本とします。意見交換の場において、本事業を実現しうる事業スキームや手法、施工条件の不確実性や想定外施工条件による事業費増加リスクへの対応案などについて提案や意見等をお伺いします(意見交換は各参加事業者につき2回程度を予定しており、1回目において上記(2)アの前提条件等の詳細説明を行う予定ですので、必ずしも1回目の意見交換の際に事業スキーム等に関する具体的な提案をいただく必要はありません)。

なお、意見交換において説明資料等を用意される場合は、可能であれば、事前に事務局まで提出いただきますようお願いいたします。

イ 意見交換の場においては、上記のほか、次の項目についての意見等もお伺いします。

- (ア) 「基本的方向性」で示した事業量等の実現に必要な施工体制の構築について
- (イ) 事業実施による管路更新のペースアップ効果や事業費縮減効果について
- (ウ) 計画、設計、施工業務の官民分担について
- (エ) その他のリスク分担について
- (オ) 事業者選定フロー(公募スケジュール)について など

4 市場調査結果の概要の公表等

市場調査の結果については、今後、予定している本事業の公募に際して、公平性及び透明性を確保する観点から、本市で取りまとめのうえ、概要を水道局ホームページで公表する予定です。ただし、参加事業者の名称、ノウハウに関する内容は非公表とします。

なお、本市は、本事業の公募に関する業務を委託するアドバイザーに、市場調査の結果を開示するものとします。

5 留意事項・その他

- (1) 市場調査においていただいた提案や意見については、今後の本事業の検討に際して参考としますが、必ずしも採用するものではありません。
- (2) 市場調査は、参加事業者に対して、本事業の公募への参画を義務付けるものではありません。
- (3) 市場調査への参加実績は、今後公募を実施した場合の事業者選定時の評価の対象にはなりません。
- (4) 市場調査に要する報酬・費用等の提供はありません。
- (5) 本市は、必要に応じて、追加の市場調査やアンケート等を実施することがあります。その際には、可能な範囲でご協力をお願いいたします。

6 事務局

大阪市水道局総務部連携推進課

所在地： 〒559-8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

T E L : 06-6616-5412

F A X : 06-6616-5409

Mail : osaka_water_pfi@suido.city.osaka.jp

担当者： 上野、平野、古賀